



山形県公報

平成17年3月31日(木)

号 外(15)

目 次

規 則

山形県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則..... (新行財政システム推進課) ... 1
 山形県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則..... (同) ... 3
 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を
 改正する規則..... (健康福祉企画課) ...11
 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則..... (児童家庭課) ...12

告 示

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程..... (農政企画課) ...20
 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程..... (同) ...同
 山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程..... (同) ...21
 コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためコイの持出しを禁止する水域の範囲..... (生産流通課) ...同

内水面漁場管理委員会関係

指 示

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためコイの持出しの禁止及び放流等の制限.....同

規 則

山形県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第29号

山形県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

山形県情報公開条例施行規則(平成10年3月県規則第14号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

- | | |
|---|---------------------|
| 1 | 閲覧 |
| 2 | 写しの交付(郵送による交付の希望 有) |
| 3 | 視聴 |

を

- | | |
|---|--------------|
| 1 | 行政情報センター(県庁) |
| 2 | 総合支庁窓口() |
| 3 | 出先機関窓口() |

- | |
|---------------------|
| 閲覧 |
| 写しの交付(郵送による交付の希望 有) |
| 視聴 |

- | |
|--------------|
| 行政情報センター(県庁) |
| 総合支庁窓口() |
| 出先機関窓口() |

に改め、同様式の注書

第2項中「番号一つ」を「方法又は場所の 」に、「を で囲み」を「に✓印を記入の上」に改める。

別記様式第2号中

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に対しても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に対しても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」に

また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について異議申立て（審査請求）をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁判）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

改め、同様式の注書第4項中「（審査請求）」を「（審査請求）又は処分の取消しの訴え」に改める。

別記様式第3号中

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に対しても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に対しても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」に

また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について異議申立て（審査請求）をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁判）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

改め、同様式の注書第4項中「（審査請求）」を「（審査請求）又は処分の取消しの訴え」に改める。

別記様式第4号及び別記様式第5号中

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に対しても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に対しても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」に

また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について異議申立て（審査請求）をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁判）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

改める。

別記様式第10号中

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に対しても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」を

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に対しても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」に

また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について異議申立て（審査請求）をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁判）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

開示の予定日までに異議申立て（審査請求）又は処分の取消しの訴えがなされないときは、 に

関する情報が開示されますので御承知ください。
改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

山形県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第30号

山形県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

山形県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則(平成13年3月県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第17条第4項」を「第17条第5項」に改める。

第6条第2項中「の規定」を「及び第3項の規定」に、「個人情報開示(訂正・削除)等決定期間延長通知書」を「個人情報開示(訂正・利用停止)等決定期間延長通知書」に改め、同条第3項を削り、同条の次に次の6条を加える。

(意見の聴取の通知等)

第6条の2 実施機関は、条例第13条第5項の規定により、第三者に対し、意見を述べる機会を与える場合は、当該第三者に対し、あらかじめ、次に掲げる事項について、書面により通知しなければならない。

(1) 個人情報に含まれている当該第三者に関する情報の内容

(2) 意見を聴取する予定の期日及び場所

(3) 当該第三者が意見を述べることとした場合にその意見の聴取を担当する実施機関の部局等

2 前項の規定による通知は、個人情報開示第三者通知書(別記様式第7号)によるものとする。

3 第1項の規定による通知を受けた第三者は、口頭又は書面による意見の陳述を希望する場合は、実施機関が指定する日までに、個人情報開示第三者意見書(別記様式第7号の2)を実施機関に提出するものとする。

4 実施機関は、第三者が口頭による意見の陳述を希望した場合は、当該第三者に対し、意見の聴取を行う日時及び場所を、書面により通知しなければならない。

5 前項の規定による通知は、個人情報開示第三者意見聴取通知書(別記様式第7号の3)によるものとする。

(代理人)

第6条の3 前条第3項の規定により口頭による意見の陳述を希望した第三者は、意見の陳述について、代理人を選任することができる。

2 前項の代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

(意見の聴取の実施)

第6条の4 実施機関は、第三者から意見の聴取を行うに際し、当該実施機関の指定する職員(以下「主宰者」という。)に、開示請求に係る個人情報に含まれている第三者に関する情報の内容について、当該第三者又はその代理人(以下「第三者等」という。)に対し、説明させなければならない。

2 第三者等は、主宰者に対し、意見を述べ、及び質問をすることができる。

3 主宰者は、第三者等が意見の聴取に係る事案の範囲を超えて陳述する場合その他意見の聴取の適正な進行を図るためやむを得ないと認める場合は、陳述を制限することができる。

4 主宰者は、必要があると認めるときは、第三者等に対し、質問をし、又は説明を求めることができる。

5 主宰者は、意見の聴取の進行を妨げ、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命じる等必要な措置をとることができる。

6 意見の聴取は、公開しない。

(意見の聴取の終結)

第6条の5 実施機関は、その指定した日までに個人情報開示第三者意見書の提出がない場合又は第三者が意見の聴取に出頭しない場合は、当該第三者に対し改めて意見を述べる機会を与えることなく、意見の聴取を終結することができる。

(個人情報開示決定第三者通知書)

第6条の6 条例第13条第6項の規定による通知は、個人情報開示決定第三者通知書(別記様式第7号の4)によるものとする。

(個人情報開示請求事案移送通知書)

第6条の7 条例第14条の2第1項の規定による通知は、個人情報開示請求事案移送通知書(別記様式第7号の5)によるものとする。

第11条の次に次の1条を加える。

(個人情報訂正実施通知書)

第11条の2 条例第19条の2に規定する書面は、個人情報訂正実施通知書(別記様式第11号の2)によるものとする。

第12条の見出し中「削除請求」を「利用停止請求」に改め、同条第1項中「個人情報削除請求書」を「個人情報利用停止請求書」に改める。

第13条の見出し中「削除請求」を「利用停止請求」に改め、同条第1号中「削除請求」を「利用停止請求」に、「削除の」を「利用停止の」に、「個人情報削除決定通知書」を「個人情報利用停止決定通知書」に改め、同条第2号中「削除請求」を「利用停止請求」に、「削除の」を「利用停止の」に、「削除を」を「利用停止を」に、「個人情報一部削除決定通知書」を「個人情報一部利用停止決定通知書」に改め、同条第3号中「削除請求」を「利用停止請求」に、「削除を」を「利用停止を」に、「個人情報不削除決定通知書」を「個人情報不利用停止決定通知書」に改める。

別記様式第2号中

1 本人	2 未成年者の法定代理人	3 成年被後見人の法定代理人
------	--------------	----------------

 を

本人	未成年者の法定代理人	成年被後見人の法定代理人
----	------------	--------------

 に改め、同様式の注書

第1項中「番号を で囲んで」を「 にレ印を記入して」に改め、同様式中

1 運転免許証	2 健康保険の被保険者証	3 旅券
4 その他()		

 を

1 戸籍謄本	2 その他()
--------	----------

運転免許証	健康保険の被保険者証	旅券
その他()		

 に改める。

別記様式第3号から別記様式第5号までの規定中

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に対しまして、異議申立て(審査請求)をすることができます。 」を

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に対しまして、異議申立て(審査請求)をすることができます。 」

また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について異議申立て(審査請求)をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立て(審査請求)に対する決定(裁判)の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。 」

改める。

別記様式第6号中「個人情報開示(訂正・削除)等決定期間延長通知書」を「個人情報開示(訂正・利用停止)等決定期間延長通知書」に、「削除」に「を」を「利用停止」に「に」に、「第13条第2項(」を「第13条第2項(山形県個人情報保護条例第13条第3項・」に、

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に対しまして、異議申立て(審査請求)をすることができます。 」を

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に対しまして、異議申立て(審査請求)をすることができます。 」

また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この決定について異議申立て（審査請求）をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

改める。

別記様式第7号中

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に対しまして、異議申立て（審査請求）をすることができますが、開示の予定日までに異議申立て（審査請求）がないときは に関する情報が開示されますので御承知ください。」

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に対しまして、異議申立て（審査請求）をすることができます。」

また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この決定について異議申立て（審査請求）をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

開示の予定日までに異議申立て（審査請求）又は処分の取消しの訴えがないときは、 に関する情報が開示されますので御承知ください。」

改め、同様式を別記様式第7号の4とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第7号の5

個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)

印

年 月 日付けの個人情報の開示請求については、次のとおり移送したので、通知します。

なお、移送された個人情報の開示請求に係る事務については、今後、移送を受けた実施機関において執行します。

開示請求に係る個人情報の内容	移送の有無	移送を受けた実施機関(問合せ先(電話番号))	移送した日(年月日)	移送した理由
移送したことについての問合せ先(電話番号)				
備考				

別記様式第6号の次に次の3様式を加える。

様式第7号

個人情報開示第三者通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関名）

印

山形県個人情報保護条例に基づき開示の請求がありました個人情報に、次のとおり
情報が含まれているので、その開示をすることについての意見を求めます。 に関する

開示をすることについて意見を述べることを希望する場合は、年 月 日までに別添の個人情報開示第三者
意見書を提出してください。

個人情報に含ま れている	
に関する情報の 内容	
意見を聴取する 予定の期日	
意見を聴取する 場所	
意見の聴取を担 当する実施機関 の部局等 (電話番号)	
備 考	

(注) 指定された日までに個人情報開示第三者意見書の提出がない場合は、意見の聴取の手続を終結し、
に関する情報の開示が行われる場合があります。

様式第7号の2

個人情報開示第三者意見書

年 月 日

（実施機関名）

殿

氏名又は名称及び代表者の氏名

住所又は事務所若しくは事業所の所在地

（郵便番号）

（電話番号）

年 月 日付け 第 号で通知のありました個人情報の開示について、次のとおり意見を述べたいので、
提出します

（口頭による意見の陳述を希望する場合）

陳述を希望する意見の概要	
希望する意見陳述の年月	

（口頭による意見の陳述を希望しない場合）

（該当する番号を で囲み、必要な事項を記入してください。）

- 1 開示をされても支障を生じない。
- 2 開示をされると支障を生じる。
（開示により支障が生じる部分とその理由を記入してください。）

様式第7号の3

個人情報開示第三者意見聴取通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関名）

印

個人情報開示第三者意見書により希望のあった口頭による意見の陳述について、次のとおり実施するので、通知します。

意見の聴取を行う日時	年 月 日 時から
意見の聴取を行う場所	
意見の聴取を担当する実施機関の部局等（電話番号）	
備 考	

（注） 指定された日時及び場所に出頭しない場合は、意見の聴取の手続を終結し、 に関する情報の開示が行われる場合があります。

別記様式第8号中「同条第4項」を「同条第5項」に、

「 1 本人 2 未成年者の法定代理人 3 成年被後見人の法定代理人 を 」

本人	未成年者の法定代理人	成年被後見人の法定代理人
----	------------	--------------

に改め、同様式の注書

第1項中「番号を で囲んで」を「 にレ印を記入して」に改め、同様式中

1 運転免許証	2 健康保険の被保険者証	3 旅券
4 その他 ()		
1 戸籍謄本		
2 その他 ()		

を

運転免許証	健康保険の被保険者証	旅券
その他 ()		
戸籍謄本		
その他 ()		

に改める。

別記様式第9号から別記様式第11号までの規定中

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に対しても、異議申立て（審査請求）をすることができます。 」を

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に対しても、異議申立て（審査請求）をすることができます。 」に

また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、この決定について異議申立て（審査請求）をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁判）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。 」

改める。

別記様式第11号の次に次の1様式を加える。

様式第11号の2

個人情報訂正実施通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)

印

年 月 日付けで提供した個人情報については、次のとおり訂正したので、山形県個人情報保護条例第19条の2の規定により通知します。

については、必要に応じ貴殿（貴団体・貴職）が保有している個人情報も訂正願います。

提供した 個人情報の内容	
-----------------	--

訂正の内容	
訂正年月日	
担当課(室) (電話番号)	
備考	

別記様式第12号中「個人情報削除請求書」を「個人情報利用停止請求書」に、「の削除」を「の利用停止」に、

削除請求に係る 個人情報の内容	(開示を受けた年月日 年 月 日)	を
削除を求める 内容及び理由		
請求者の区分	1 本人 2 未成年者の法定代理人 3 成年被後見人の法定代理人	

利用停止請求に係る 個人情報の内容	(開示を受けた年月日 年 月 日)	に
利用停止を求め 内容及び理由	利用の停止 消去 提供の停止	
請求者の区分	本人 未成年者の法定代理人 成年被後見人の法定代理人	

改め、同様式の注書第1項中「番号を で囲んで」を「 にレ印を記入して」に改め、同注書第2項中「削除請求」を「利用停止請求」に、「削除を」を「利用停止を」に改め、同注書第3項中「削除」を「利用停止」に改め、同様式中

1 運転免許証 2 健康保険の被保険者証 3 旅券 4 その他()	を
1 戸籍謄本 2 その他()	

運転免許証 健康保険の被保険者証 旅券 その他()	に改める。
戸籍謄本 その他()	

別記様式第13号中「個人情報削除決定通知書」を「個人情報利用停止決定通知書」に、「の削除」を「の利用停止」に、「削除すること」を「利用を停止(消去、提供を停止)すること」に、

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に に対して、異議申立て(審査請求)をすることができます。 」を

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に に対して、異議申立て(審査請求)をすることができます。 」

また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について異議申立て（審査請求）をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

に、

「削除請求」を「利用停止請求」に、「削除する内容」を「利用停止の内容」に、

「削除年月日」を「利用停止年月日」に改める。

別記様式第14号中「個人情報一部削除決定通知書」を「個人情報一部利用停止決定通知書」に、「の削除」を「の利用停止」に、「一部を削除し、及び一部を削除しない」を「一部利用を停止（消去、提供を停止）し、及び一部利用を停止（消去、提供を停止）しない」に、

「なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に対しても、異議申立て（審査請求）をすることができます。」

を

「なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に対しても、異議申立て（審査請求）をすることができます。」

また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について異議申立て（審査請求）をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

に、

「削除請求」を「利用停止請求」に、「削除する」を「利用停止の」に、

「削除年月日」を「利用停止年月日」に、「削除しない部分」を「利用停止しない部分」に改める。

別記様式第15号中「個人情報不削除決定通知書」を「個人情報不利用停止決定通知書」に、「の削除」を「の利用停止」に、「削除しないこと」を「利用を停止（消去、提供を停止）しないこと」に、

「なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に対しても、異議申立て（審査請求）をすることができます。」

を

「なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に対しても、異議申立て（審査請求）をすることができます。」

また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定について異議申立て（審査請求）をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

に、

「削除請求」を「利用停止請求」に、「削除しない理由」を「利用停止しない理由」に改める。

別記様式第16号中 1 本人 2 未成年者の法定代理人 3 成年被後見人の法定代理人 を

本人 未成年者の法定代理人 成年被後見人の法定代理人 に改め、同様式の注書

第1項中「番号を で囲んで」を「 にレ印を記入して」に改め、同様式中

1 運転免許証	2 健康保険の被保険者証	3 旅券
4 その他 ()		
1 戸籍謄本	2 その他 ()	

を

運転免許証	健康保険の被保険者証	旅券
その他 ()		
戸籍謄本	その他 ()	

に改める。

別記様式第17号中 「 1 本人 2 未成年者の法定代理人 3 成年被後見人の法定代理人 」 を

「 本人 未成年者の法定代理人 成年被後見人の法定代理人 」 に改め、同様式の注書

第1項中「番号を で囲んで」を「 にレ印を記入して」に改め、同様式中

1 運転免許証	2 健康保険の被保険者証	3 旅券
4 その他 ()		
1 戸籍謄本	2 その他 ()	

を

運転免許証	健康保険の被保険者証	旅券
その他 ()		
戸籍謄本	その他 ()	

に改める。

附 則

この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年 3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第31号

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則（昭和48年 3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表(1)使用料の項の表中 「 450 」 を 「 590 」 に改め、同表(2)手数料の項の表中

「 220 」	を	「 230 」	に、	「 6,400 」	を	「 7,030 」	に、	「 38,850 」
				「 6,510 」		「 6,510 」		「 3,990 」

を 「 42,940 」 に、

飲料水	省略試験	1 件	6,510
	精密試験	〃	32,440

を

「飲料水省略試験」			1件	6,510	に、	「	1,360	」	を
							1,990	」	
							3,880	」	
「					に、	「	8,290	」	を
「						「	8,500	」	に、
「						「	5,880	」	を
「						「	6,400	」	」
「					に、	「	10,500	」	を
「						「	11,550	」	に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第32号

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則(昭和42年3月県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「国立療養所」を「指定医療機関」に改め、同項第3号中「第27条第9項」を「第27条第7項」に、「生活指導」を「生活指導並びに就業の支援」に改め、同項第6号中「第28条第1項」を「第28条第1項及び第4項」に改め、同項第13号中「国立療養所」を「指定医療機関」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 法第56条第9項の規定による書類の閲覧又は資料の提供の請求(法第27条第1項第3号及び第2項、第27条の2第1項、第31条第2項及び第3項、第63条の2第1項及び第2項並びに第63条の3第1項に規定する措置に係るものに限る。)に関する事。

第2条第2項に次の1号を加える。

(7) 法第56条第9項の規定による書類の閲覧又は資料の提供の請求(助産の実施等に係るものに限る。)に関する事。

第2条の次に次の1条を加える。

(小児慢性特定疾患治療研究事業)

第2条の2 法第21条の9の2に規定する医療の給付を受けようとするときは、保護者が知事に申請しなければならない。

第3条第1項第2号中「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に改め、同項第7号を削り、同項第6号中「第6条第1項(第15条)」を「第6条第1項及び第2項(同省令第15条)」に、「及び第9条(第17条)」を「並びに同省令第9条(同省令第17条)」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前条の規定による医療の給付の申請 小児慢性特定疾患治療研究事業受給者証交付申請書(別記様式第3号)

第3条第2項第1号中「及び第2号」を「、第2号及び第3号」に改め、同項第2号中「前項第6号」を「前項第7号」に改め、「及び同項第7号の申出」を削り、「申出者」を「申請者」に改める。

第5条第2項中「第56条第4項」を「第56条第5項」に、「本人及びその扶養義務者の属する世帯に係る階層区分」を「次の各号に掲げる区分」に、「別表第1」を「当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 育成医療の給付 本人及びその扶養義務者の属する世帯に係る階層区分に応じ、別表第1に定める額
 (2) 法第21条の9の2に規定する医療の給付 生計中心者（本人の生計を主として維持する者をいう。以下同じ。）に係る階層区分に応じ、別表第4に定める額

第5条第3項中「同条第4項」を「同条第5項」に改め、同項第1号中「又は第21条の9第1項」を「、第21条の9第1項又は第21条の9の2」に改める。

第6条中「第21条の9第1項」を「第21条の9第1項、第21条の9の2」に改める。

別表第1の備考第1項第2号中「第5条第2項」を「第5条第3項」に、「及び次表」を「、次表及び別表第4」に、「。次表」を「。次表及び別表第4」に改め、同項第7号中「から第3項まで」を「及び第2項並びに第41条の2」に改める。

別表第2の備考第1項第7号中「から第3項まで」を「及び第2項並びに第41条の2」に改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4

階層区分		徴収金等の額（月額）	
		入院	通院
		円	円
0	生活保護法に規定する被保護者	0	0
A	市町村民税が非課税の者	0	0
B	所得税が非課税の者	2,200	1,100
C	所得税額が10,000円以下の者	3,400	1,700
D	所得税額が10,001円以上30,000円以下の者	4,200	2,100
E	所得税額が30,001円以上80,000円以下の者	5,500	2,750
F	所得税額が80,001円以上140,000円以下の者	9,300	4,650
G	所得税額が140,001円以上の者	11,500	5,750

備考 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市町村民税が非課税 決定の日の属する年度（決定の日において決定の日の属する年度分の市町村民税の額が確定していないときは、決定の日の属する年度の前年度とする。）分の均等割の額及び所得割の額がないことをいう。
 - (2) 所得税が非課税 次号に規定する所得税額がないことをいう。
 - (3) 所得税額 決定の日の属する年の前年（決定の日において当該年の所得税の額の確定ができない場合は、決定の日の属する年の前々年とする。）分の所得税法、租税特別措置法、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定による計算（当該計算に当たっては、所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2並びに租税特別措置法の一部を改正する法律附則第12条の規定は、適用しないものとする。）により得られた所得税の額をいう。
- 2 同一の月において、入院による医療の給付及び通院による医療の給付を受けた場合においては、徴収金等の額は、入院の欄に掲げる額とする。
- 3 法第21条の9の2に規定する医療の給付を受ける児童（以下この項において「被措置児童」という。）

に係る生計中心者が2人以上の被措置児童に係る生計中心者である場合において、当該被措置児童がそれぞれの被措置児童に係る徴収金等の額のうち最も多額な徴収金等の額に係る被措置児童（最も多額な徴収金等の額に係る被措置児童が2人以上あるときは、そのうちの年長者）でないときは、徴収金等の額（月額）の欄に掲げる額の10分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）を当該欄に掲げる額とする。

4 徴収金等の額（月額）の欄に掲げる額が措置に要する費用の額を超える場合は、当該措置に要する費用の額を当該欄に掲げる額とする。

5 知事が別に定める基準により徴収金等の支払いを要しない患者の認定を受けた児童及び血友病その他の知事が別に定める疾患にかかっている児童に係る徴収金等の額は、0円とする。

別記様式第2号及び別記様式第3号を次のように改める。

様式第2号

療育給付申請書(初回・継続・変更)						
ふりがな 本人氏名	年齢	歳	男・女	生年月日	年 月 日	
申 氏 名				本人との 続 柄		
請 生年月日	年 月 日			電話番号		
者 住 所	郵便番号					
被保険者証等の 種 別	政府管掌健康保険 ・ 健康保険組合 ・ 船員保険 ・ 共済組合 国民健康保険 ・ 生活保護 ・ その他()					
被保険者証の 記号及び番号	記号	番号		保険者の名称 (発行機関名)		
過去に療育の給付を 受けたことの有無	有 ・ 無		受給者番号			
同一世帯で現在療育の給付を 受けている児童の有無	有 ・ 無		受給者番号 及び氏名			
希望する指定療育医療機関の 名称及び所在地						
上記のとおり療育の給付を申請します。						
年 月 日						
申請者氏名 (記名押印又は署名)						
山形県知事 殿						
申請受理年月日	年 月 日		決定年月日	年 月 日		

(注)1 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 担当医師の療育給付意見書(別紙)

(2) 世帯調書(別記様式第1号別紙2)並びに所得税額及び市町村民税額を証する書類

2 「被保険者証等の種別」、「過去に療育の給付を受けたことの有無」及び「同一世帯で現在療育の給付を受けている児童の有無」の欄は、該当するものを で囲むこと。

3 印欄は、該当する場合に限り記入すること。

(別紙)

療育給付意見書(初回・継続)			
本人氏名		男・女	生年月日
本人住所			
病名		発病年月日	年 月 日
症状			
これまでに 行われた治療			
今後の治療方針			
治療見込期間			
学習を行うに ついての意見			
<p>上記のとおり診断します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">医療機関の名称及び所在地 医師氏名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">印</p>			

様式第3号

小児慢性特定疾患治療研究事業受給者証交付申請書												
山形県知事 殿				年 月 日								
				申請者 住所 <small>郵便番号</small>								
				氏名			印					
				電話番号 ()								
				患者との続柄 ()								
下記のとおり、受給者証の交付を申請します。												
受給者番号						申請区分		新規(新規診断、転入)) 継続、再開		
患 者	ふりがな 氏名					男・女	生年月日	年 月 日 (満 歳)				
	住 所 <small>(申請者と異なる場合のみ)</small>	郵便番号										
生 計 中 心 者	氏 名					受給者との 続柄						
	住 所 <small>(申請者と異なる場合のみ)</small>	郵便番号										
	今回申請する受給者以外に既に同一生計内で受給者証の交付を受けている者						有 氏 名 () 無 受給者番号 ()					
経由保健所名					受理日		年 月 日		進 達		年 月 日	

(注) 添付書類：医療意見書、健康保険被保険者証の写し

別記様式第5号の2を次のように改める。
様式第5号の2

(表)

山形県知事 殿	年 月 日 申請者住所 氏名 印 (記名押印又は署名) 電話
里親 認定・登録 申請書	
下記のとおり、里親の認定を受け、登録したいので申請します。	
記	

希望する里親の種類	養育里親	親族里親	短期里親	専門里親	職業指導里親		
里親希望者	里父になる方		里母になる方				
本籍地							
里親及びその同居家族	氏名	年齢	性別	続柄	職業	実収入	健康状態
	里父になる方						
	里母になる方						
里親申請の動機							
事業場等の状況 職業指導里親の場合	事業場等の名称及び所在地	事業内容・経験年数及び職場の環境			児童に指導する仕事の内容		
備考							

- (注) 1 裏面に住居の状況を記入すること。
 2 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
 (1) 申請者及びその同居家族の履歴書
 (2) 申請者及びその同居家族の住民票謄本（全部事項証明）
 (3) 申請者の所得証明書又はそれに代わるもの
 (4) 親族里親の認定を希望する場合は、児童相談所長の許可を得たことを証する書類
 (5) 専門里親の認定を希望する場合は、都道府県知事が発行する専門里親研修の修了証

(裏)

家計及び資産の状況				
前年における家計状況		前年度の課税状況		資産状況
総収入	総支出	所得税	住民税	宅地 家屋 田 畑 山林 その他の動産・不動産
里親の居住する住居の状況				
住居の所有関係	敷地面積 (一戸建ての場合)	建物の構造	最寄りの小学校 までの距離	最寄りの駅又はバス停留所 までの距離
持ち家・借家・間 借り・その他 ()	m ²	造 階建	km	km
里親の居住する住居の平面図				

(注) 「里親の居住する住居の平面図」の欄は、当該図面を添付することで記入を省略することができる。

別記様式第6号を次のように改める。

様式第6号 削除

別記様式第6号の5中「児童福祉法施行規則第36条の3」を「児童福祉法第34条の3第2項」に改める。

別記様式第6号の6中「第34条の3第2項」を「第34条の3第3項」に改める。

別記様式第15号(裏)中「後見人」を「未成年後見人」に改め、

「2 前項の承認は、家事審判法の適用に関しては、これを同法第29条第1項甲類に掲げる事項とみなす。」を削る。

別記様式第16号中「山形県知事 氏 名」を「山形県知事」に、「第21条の9」を「第21条の9第1項、第21条の9の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。

別表児童相談所長の項第1項第1号口中「国立療養所」を「指定医療機関」に改め、同号八中「第27条第9項」を「第27条第7項」に、「生活指導」を「生活指導並びに就業の支援」に改め、同号へ中「第28条第1項」を「第28条第1項及び第4項」に改め、同号ワ中「国立療養所」を「指定医療機関」に改め、同号中ワをカとし、ヲをワとし、ルの次に次のように加える。

ヲ 法第56条第9項の規定による書類の閲覧又は資料の提供の請求(法第27条第1項第3号及び第2項、第27条の2第1項、第31条第2項及び第3項、第63条の2第1項及び第2項並びに第63条の3第1項に規定する措置に係るものに限る。)に関する事

別表総合支庁長の項第4項第1号に次のように加える。

ト 法第56条第9項の規定による書類の閲覧又は資料の提供の請求(助産の実施等に係るものに限る。)に関する事

告 示

山形県告示第286号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。

第1条中「農業近代化資金助成法」を「農業近代化資金融通法」に、「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

山形県告示第287号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程(昭和44年9月県告示第967号)の一部を次のように改正する。

第1条中「漁業近代化資金助成法」を「漁業近代化資金融通法」に改める。

第2条の表中「漁業近代化資金助成法施行令」を「漁業近代化資金融通法施行令」に改める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

山形県告示第288号

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業後継者育成資金利子補給金交付規程（平成5年9月県告示第1004号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「漁業近代化資金助成法」を「漁業近代化資金融通法」に改める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

山形県告示第289号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限（平成17年3月県内水面漁場管理委員会指示第1号）1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成17年3月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 天童豊栄床固めから上流の最上川、その支流及び小支流
- 2 横堀排水路、沼尻排水路及び白竜湖
- 3 最上川との合流点から蟬田川との合流点までの大旦川
- 4 東根長瀬地内の三号幹線排水路及び二の堀
- 5 新井田川、その支流及び小支流並びに豊川
- 6 東田川郡朝日村熊出地内の赤川頭首工から下流の赤川、その支流及び小支流

内水面漁場管理委員会関係

指 示

山形県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成17年3月31日

山形県内水面漁場管理委員会

会長 設 楽 作 巳

1 指示の内容

(1) 持出しの禁止

県内の区画漁場権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイのそ上が考えられず、制限の必要がないと判断される水域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

イ 県内の公共用水面及びこれと接続一体と成す水面においては、山形県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び捕獲したコイをその場で再び放す場合を除き、コイの放流又は移植を行ってはならない。

ロ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間 平成17年4月1日から同年11月30日まで

平成17年3月31日印刷
平成17年3月31日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056